（漁船損害等補償法施行規則の一部改正）

第二条　漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（決算報告） **第十一条の二**　法第六十一条の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。 一　債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額 二　債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額 三　残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額） 2　前項第三号に掲げる事項については、残余財産の引渡しを完了した日を注記しなければならない。	（新設）
（清算結了届に添付すべき書面） **第十二条**　清算結了届には、決算報告及び総会の承認を受けたことを証する書面を添付しなければならない。	（清算結了届に添付すべき書面） **第十二条**　清算結了届には、決算報告書及び総会の承認を受けたことを証する書面を添付しなければならない。

（漁業災害補償法施行規則の一部改正）

第三条　漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（決算報告） **第十二条の二**　法第六十条の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。 一　債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額 二　債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額 三　残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額） 四　出資一口あたりの分配額 2　前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。 一　残余財産の分配を完了した日 二　残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額	（新設）
（組合の清算結了届に添付すべき書面） **第十三条**　組合の清算結了届には、決算報告及び総会の承認を受けたことを証する書面を添付しなければならない。 **第三十条**　法第八十九条第一項後段の農林水産省令で定める方法は、書面（その作成に代えて電磁的記録（法第三十五条第四項に規定する電磁的記録をいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）により当該共済契約に係る漁業の経営の全部の一体としての譲渡しに関する契約又は当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設若しくは漁具の譲渡しに関する契約の内容を明らかにすることとする。	（組合の清算結了届に添付すべき書面） **第十三条**　組合の清算結了届には、決算報告書及び総会の承認を受けたことを証する書面を添付しなければならない。 **第三十条**　法第八十九条第一項後段の農林水産省令で定める方法は、書面により当該共済契約に係る漁業の経営の全部の一体としての譲渡しに関する契約又は当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設若しくは漁具の譲渡しに関する契約の内容を明らかにすることとする。